

## 〈人権擁護委員制度をご存じですか〉

毎年6月1日（金）は「人権擁護委員の日」です。

人権擁護委員は、いつでも地域住民からの相談に応じています。

相談は無料で、難しい手続きもありません。もちろん相談内容についての秘密は固く守られます。

人権相談所は、気軽に相談できる場所として、法務局で常時開設されているほか、市町村役場や公共施設などを利用して、特設人権相談所が開設されることもあります。

幌延町人権擁護委員は幌延町から推薦されて、法務大臣が委嘱した次のお二人です。

稲垣 紘 順（字下沼） ・ 三好 和 夫（字問寒別）

## 全国一斉「人権擁護委員の日」特別相談所開設のお知らせ

稚内人権擁護委員協議会では、下記の日程により「特設相談所」を開設します。

家庭内トラブル（夫婦・離婚・扶養・相続）、学校での「いじめ・体罰」、近隣との争い、ネットトラブル、架空請求、育児の悩み、借地・借家、不動産売買、金銭貸借等多岐の相談に応じます。

相談内容についての秘密は固く守られます。難しい手続きもありませんし、相談は無料です。どうぞお気軽にお越しください。

日 時 平成30年6月1日（金）  
午前10時から午後3時まで  
場 所 幌延町生涯学習センター 研修室

お問い合わせ先：旭川地方法務局稚内支局 稚内市末広5丁目6番1号 電話：0162-33-1122

## 犬の飼い主の方へ～ご登録と予防注射などのお知らせ～

### ○愛犬の登録はお済みですか？

犬を飼われている方は、市町村で犬の登録をしなければなりません。

飼い始めたときに一度登録すると更新の必要はありませんが、次のようなときには届け出が必要になります。

- ・住所を変更したとき（転出入、転居）
- ・飼い主が変わったとき
- ・飼い犬が死亡したとき

### ○狂犬病予防注射

犬の飼い主は、狂犬病予防注射を毎年1回受けさせることが法律で義務付けられています。幌延町では、毎年5月に集合注射を実施していますが、受けられなかった場合は、かかりつけの動物病院で受けていただくか、住民生活課 生活環境グループまで電話でお問い合わせください。

### ○4月1日（日）～9月30日（日）は野犬掃とう期間です

幌延町のほか、近隣4町（天塩町・中川町・豊富町・中頓別町）では、期間を定めて野犬掃とうを実施しています。

登録畜犬であっても、期間中係留されていない犬は全て野犬とみなし、誤殺しても町は責任を負いませんので、必ず係留しましょう。

ペットは家族の一員です。マナーを守り、正しく飼いましょう。



お問い合わせ先：住民生活課 生活環境グループ 電話：5-1115 告知端末機：5-8812